

令和元年10月1日～

## 保育所・認定こども園等の保育料無償化がスタートします！〈第2弾〉

先月号でも「幼児教育・保育無償化」について、お知らせしましたが、今月号ではより具体的に、説明します。

### ◆どんな子ども達が対象ですか？

- ・保育所、認定こども園等に通う3歳児クラスから5歳児クラスのすべての子ども
- ・保育所、認定こども園等に通う0歳児クラスから2歳児クラスで町民税非課税世帯の子ども
- ・未移行幼稚園（令和元年9月まで就園奨励費対応で通園していた幼稚園）に通う3歳児クラスから5歳児クラスの子どもは、月額25,700円まで無償
- ・障害児の発達支援（児童発達支援事務所など）を利用する3歳児クラスから5歳児クラスの子ども利用料が無償  
\*無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。  
幼稚園の教育部分については、満3歳から無償化の対象となります。

### ◆手続きは必要ですか？

- ・すでに保育所、認定こども園に通園している子どもは申請の必要はありません。それ以外の子どもについては、申請が必要です。

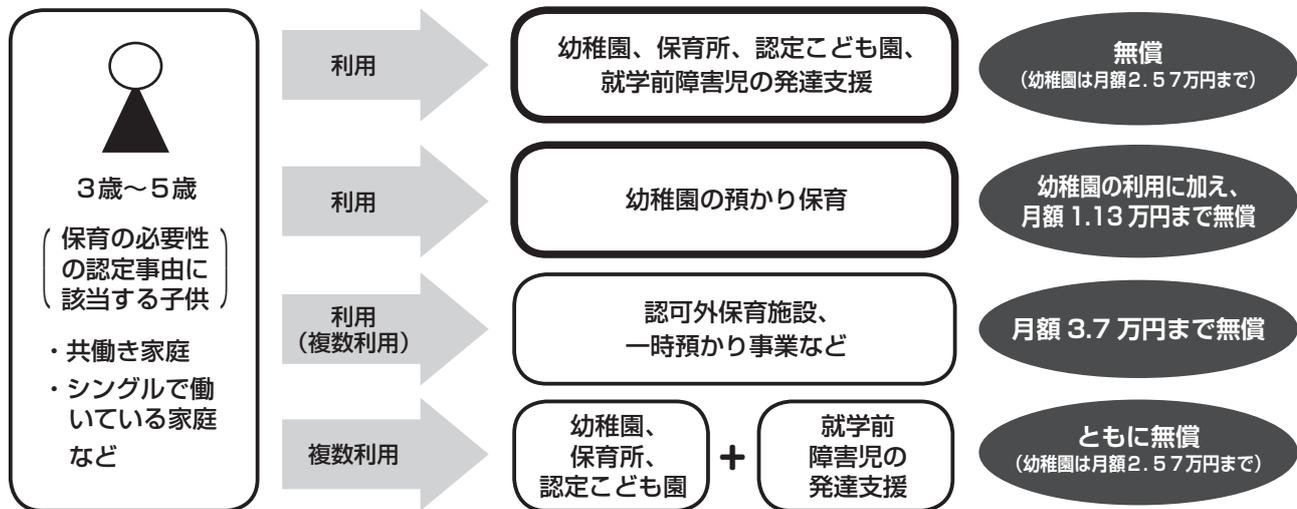
### ◆幼稚園、認定こども園の預かり保育は対象ですか？

- ・はい、対象です。「保育の必要性」の認定を受けた3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの利用料が月額11,300円（上限1日450円）まで無償、非課税世帯は月額16,300円まで無償

### ◆給食費も無償化の対象ですか？

- ・いいえ、無償化対象ではありません。給食費は引き続き保護者の皆様の負担となります。給食費は主食費（園に直接支払ってきたもの）と、副食費（これまで保育料に含まれていたもの）をまとめて、給食費とします。ただし、年収360万円未満相当世帯と第3子以降の子どもは、副食費は免除になります。主食費は今までどおり園に直接支払うこととなります。申請の必要はありません。  
\*第3子以降の数は、幼稚園、認定こども園（教育利用）は小学3年生、保育所、認定こども園（保育利用）は就学前児童から数えて第3子以降の子ども

### ◆◆◆ 幼児教育・保育の無償化の主な例 ◆◆◆



\*不明な点は、下記にお問合せください。

問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線124

## 住宅の建築相談・簡易耐震診断、講演会を実施します

町では、秩父市、皆野町、横瀬町、小鹿野町、県及び（一社）埼玉建築士会と合同で「ルール守って明るく住マイル（違反建築なくそう運動）」の一環として、住宅の建築相談・簡易耐震診断、講演会を実施します。

日時 10月10日(木) 午後2時～4時

場所 秩父神社 参集殿

講演内容 ・建築基準法・建築士法改正について など

※参加費無料、事前申込み不要です。

問合せ 建設課建設担当 ☎66・3111 内線243

県熊谷建築安全センター秩父駐在 ☎22・3777